

第1 変分 | (2217)

1. 2のA高校PTA役員会において「2年生の…」と発言し「行為は、丙に財産名譽毀損罪(刑罰230条1項以下250条)に該当しないか。」

(1) 名誉毀損罪が成立するには ①公然と ②事実を断言して ③人の名誉を毀損し ④近230条の2の定めるところの処罰範囲内のないこと。が必要である。

事件では、乙の発言はPTA役員会においてなされている。
 甲PTA役員会には乙と宮田保護者4名と、A高校校長が
 出席していた。このように特定少数者に~~対~~向けられた行為と
 して①「公然と」といえるから問題となすが、特定
 少数者からその他の者へ伝播可能性が認められれば、
 公然性を認めてよいと考へる。事件では、参加した保護者も
 校長によって、その他の者への伝播可能性が認められるに
 ①「公然と」といえるから問題となす。

次に乙はPTA役員会において、「2年生の」⁴と具体的に
事実を語り、発言しており②も該当す。なお、2の発言中
には、丙の名前は出ていないが、2年生の教務理事の
教員は丙以外おらず、本発言は丙を指して行われたに
ちよと評価しよと考へる。

また、29発言により、A高校では畢竟正確認識が行われ
結果として、A高校教員25名全員に両校甲に支し
暴力を振るうてたこととの話も広まり、両校名誉[5]

毀壞 121子。(3) 充足)

更に2には公益目的はなく④法230条の2に該当する
処罰阻却事由もない。(裏面と信じたこと)

(2) 乙とも、乙の発言は甲の虚言と発端として行われている。
この点、名誉毀損罪の構成要件は「事実の有無にかかわらず」
罪が成立すると定めてあり、毀損行為が~~必ず~~「事実」で
ある必要はない。よって、かかる事実は構成要件該当性に
影響を与えない。

②してて、乙は甲の虚言を真実と信じて発言している
と云う。被告は構成要件の故意を阻却しないか。

この点、政治責任の争奪は、犯罪事実を認識し、反社会性
の形成に可成り関与したからである。又犯罪行為に
関与した点に対する、道義的罪難である。

本件では、乙は丙に対する個人的な恨みにより、20発言に亘り、丙の名誉を毀損したと主張しているから、丙の行為に及んでいる。そして、2述の通り摘示した事実の裏付けは明確とみられる。

5.7 ~~改定~~ ~~欠付~~ 本行事情は 積込要付の改定を阻却
したい。

2. 以5例, 21=名誉毀損罪外成立可也。

第2. 設問 21271.7

1. 1-107 (1) 12747

本件では甲の乙の救助を一切行わずとなく、その端から

番号: 1	作成者: sns1	タイトル: ノート注釈	日付: 2023/08/29 16:55:12
細かいですが「罪責を負うか」が問われています。			
番号: 2	作成者: sns1	タイトル: ノート注釈	日付: 2023/08/29 17:00:47
どのような体系的理解をされているのか分かりませんが、いわゆる構成要件の故意の論述として不適切です。構成要件該事実の認識・認容と考えるのであれば、関係のない論述です。			
番号: 3	作成者: sns1	タイトル: ノート注釈	日付: 2023/08/29 16:57:14
明らかにここはポイントの要件です。 「公然と」の意義、解釈、当てはめを明確に論じて下さい。 また、当てはめとして薄いです。「保護者と校長がその他の者に伝える可能性がある」と記載しているのみですが、これではどんな場合でも（例えば一人に伝えた場合でも）伝播可能性があるということになりませんか。			
番号: 4	作成者: sns1	タイトル: ノート注釈	日付: 2023/08/29 16:58:06
・・・にするのでは、「事実の摘示」が分かりません。			
番号: 5	作成者: sns1	タイトル: ノート注釈	日付: 2023/08/29 16:59:29
名誉とはなんですか。 厚く論じる場面ではないですが、分かっていることが分かる論述を心がけて下さい。			

バイクで走り去る行為に殺人未遂罪(法203条、198条)が成立する。以下理由を詳述する。

(1) 甲は乙に対し吹撃を加える等の作為をしようとして、その端から走り去るに留まらず、乙に、この行為は不作為について、実行行為性を認め得るかの問題となる。

この点、実行行為とは構成要件の結果発生の現実的危险性を有する行為である。

とすれば、不作為であるにもかかわらず現実的危险性が存在すれば実行行為性を認めようとする。 処罰範囲の

もとで不作為の範囲は無限であるため、一定の限定が必要である。

そこで① ~~作為~~ 作為義務を有する者が② 作為に迫ることから容易かつ ~~可能~~ であることがわらず、作為と行わなかった場合のみ、不作為の実行行為性を認めるべきと考へる。

さて、作為義務は構成要件の結果発生の危険の認識があれば、発生すると考へる。

(2) 本件では甲は、乙が転倒して場所は崖がすぐそばにあり、崖下の岩場へ転落する危険があることを認識していた。このことより、甲は、乙に死の結果が発生することを認識しているといえ、① 作為義務を認めらる。

さて、甲は乙を近くに駐車してある乙の自転車の中へ隠れていくなどすれば、乙が ~~崖下~~ 崖下へ転落することを

防ぐことができた。よって、作為に当たることが容易かつ可能である。 よって②を充足する。

よって、甲の不作為について実行行為性が認めらる。

(3) さて、本件甲の不作為は、乙の死の結果を ~~結果~~ 認識したものであると評価できるので、殺人罪(法199条)の構成要件に該当する不作為となる。

よって(2)から甲の不作為によつて、乙は崖下へ転落して乙の、自ら救済適期を失い、一命を奪われる。 よって(5)より、甲の不作為に殺人未遂罪が成立する。

2. 小問(2)について。

このように甲の不作為について、殺人未遂罪が成立するとの ~~見解~~ 見解について、保護責任者遺棄罪(法218条)が成立するとの立場から、作為義務の発生原因が異なるとの

反論が予想される。不作為犯における作為義務は、処罰範囲の適正化を図る機能を有するため、厳しく

考へなくてはあり、構成要件の結果発生の危険の認識のみでは足りず、何らかの先行行為を行うことが必要である。

本件では、甲に乙に近づく先行行為はなく、殺人罪の実行行為は認められず、よって、保護責任者遺棄罪が成立

するにとどまり、この反論が考へらる。

第3. 設問3について。

1. 本件において、甲には丁に対する殺人未遂罪が成立する。

2. 本件において甲に作為はなく、不作為の実行行為性が

問題と女子。さて、不作為に実行行為性が認められる
否かは、①作為義務を有する者②作為に必要となる容認の
可能性あり、にかんづいてより判断すべきである。まず、作為
義務の発生原因は、親に生じた危険に於いては子は
親を救助する義務があり、条理上の作為義務が認められる
と考へる。
3. そこで、本件では、甲が自己の父乙と丁を誤認している。
このような場合にも作為義務が認められるかの問題となる。
この点、作為義務については、不作為者の主観に依りて
発生すると考へる。
本件では、甲は丁を乙と誤認している。さて、作為義務に
ついては、不作為者の主観に依りて生じたので、母丁を乙と
誤認して甲には丁を救助する条理上の作為義務が
発生する。
5. 7. 甲は母丁に對し、作為義務を有していた。
4. として、甲は丁を救助する義務が認められ、丁は緊急場
合に於いては、119番通報をして、救助を要請するべき容認の
可能性ありといふ。5. 7. 不作為の実行行為性の実行④の
点から、甲の不作為は実行行為性を有する。
5. として、甲は、当該負傷者が死んでも構わないといふ。
不作為に於いては、当該不作為は、殺人罪の実行行為に
該当する。
6. 以上より、甲に丁に対する殺人罪が成立する。以上